

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年四月一六日法律第三二号)(衆)

一、提案理由(平成一六年三月三日・衆議院本会議)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の福祉の向上のため、公衆浴場の位置づけを明確にしようとするもので、その主な内容は、

法の目的に、「住民の福祉の向上」を加えること、

国及び地方公共団体は、健康の増進、交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこと等であります。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、いずれも去る二十四日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一六年四月九日)

国井正幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の福祉の向上のため、公衆浴場の位置づけを明確にしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一活して議題とし、クリーニング業における営業の実態、利用者の苦情への対応、公衆浴場の活用方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。